

# 横浜市立上永谷中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定

**令和 8 年 2 月 一部改訂**

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) 上永谷中学校いじめ防止基本方針の目的

- ・上永谷中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・生徒・保護者等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させいじめのない学校を目指すものである。

### (3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ・いじめの未然防止（学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成）
- ・早期発見・早期対応（いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上）
- ・適切な対処・措置（生徒、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化）

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 設置

- ・法第 22 条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (2) 委員会の構成員

- ・校長、副校長、教務主任、生徒指導専任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係の教職員 ※必要に応じて、心理や福祉の専門家の参加を求める。

### (3) 委員会の運営

- ・「いじめ防止対策委員会」を、月 1 回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (4) 委員会の活動内容

- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的に取り組む。  
※いじめや、いじめの疑いがあるときは、必ずこの組織が中心となって判断や対応を行う。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・重大事案が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中心となって関係機関と連携し、解決を図る。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成や PDCA サイクルでの検証を行う。

### (5) 年間計画

・月1回のいじめ防止対策委員会を開催し、情報の共有を図り、早期発見と早期対応に努める。

- 4月 生徒理解研修、いじめ防止研修、教育相談アンケート、授業参観・学級懇談会、教育相談（面談）
- 5月 教育課程説明会、いじめ早期発見のためのアンケート YP アセスメント研修および1回目実施
- 6月 地区懇談会、学校・家庭・地域連携事業実行委員会総会
- 7月 個人面談、地域パトロール、横浜子ども会議中学校ブロック話し合い
- 8月 地域パトロール、教育相談（面談）、生徒理解研修、人権教育研修
- 9月 教育相談アンケート
- 10月 生徒児童交流日
- 11月 YP アセスメント2回目実施
- 12月 いじめ早期発見のためのアンケート、個人面談
- 1月 教育相談（面談）、教育相談アンケート
- 2月 新入生保護者説明会
- 3月 学校いじめ防止基本方針の検証

・定期的に教育相談を行うとともに、日常の様々な場面で生徒への声かけ、見守りを実施する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、学校教育活動全体を通して道徳教育を推進し、生徒の人格形成につとめる。また、体験学習的な活動や各種行事を通して、適切な人間関係の確立や、自己肯定感や自己有用感の醸成に努めることを大切にする。

### (2) いじめの早期発見

生徒の実態把握とともに教職員と生徒の信頼関係の構築に努め、いじめの早期発見につなげていく。また、日頃から生徒とのコミュニケーションの機会を増やし、生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。生徒向けに月1回の生活アンケート、教育相談アンケートを4月・9月に、いじめ調査を5月（記名式）・12月（無記名式）に行う。さらに、インターネットの活用については、外部講師を招いた「サイバー教室」や学活や道徳、技術科の授業の中で情報モラル教育を行い、生徒の意識向上の啓発に努める。

### (3) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心とした組織的な対応をとり、被害生徒及び保護者への支援と、加害生徒及び保護者への支援を行う。また、状況によっては警察等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

### (4) いじめの解消

以下の2点の要件が満たされた場合にいう。

- ①「いじめの行為が3か月止まっていること」
- ②「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

### (5) 地域との連携

青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」「学校運営協議会」「学校支援本部」等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## **4 重大事態への対処**

### (1) 重大事態の定義

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・人身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当な期間」

・国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安にしている。ただし日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査

### (2) 重大事態の報告

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

## **5 その他**

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定することができる。改定案は「いじめ防止対策委員会」が提案する。その場合は、その内容をあらためて公表する。